

秋田市公共事業評価実施要綱

〔平成11年3月4日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共事業の効率性およびその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成10年3月27日建設省技調発第88号の3）および厚生労働省で定めた水道施設整備事業の評価実施要領（平成16年7月12日健発第0712003号）の規定に基づき、秋田市（以下「市」という。）が実施する公共事業の評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象とする事業の範囲)

第2条 評価の対象とする事業は、国土交通省および厚生労働省（以下「国」という。）が所管する公共事業であって、市が事業主体として実施している国庫補助事業のうち、管理および災害復旧に係る事業を除く全ての事業とする。

(評価を実施する事業)

第3条 評価を実施する事業は、別表1および別表2に掲げる事業とする。

(評価の方法)

第4条 評価の視点および手法等評価の方法は、各事業ごとに第1条に規定する国の実施要領（以下「国の実施要領」という。）に定める方法によるものとする。

(評価の実施手続)

第5条 市長は、評価を実施する事業に関し、次条の規定により設置される諮問機関の意見を聴いた上で対応方針を決定し、補助金交付に係る手続等の必要な措置を講ずるものとする。

(委員会の設置)

第6条 市長の諮問に応じ、市が実施する評価に関する事項を調査審議するため、秋田市公共事業評価審議委員会（以下「委員会」という。）を

置く。

(委員会の事務)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 市が作成した評価を実施する事業に係る資料の提出および評価の実施状況についての報告を受け、審議の上、重点的に審議する事業を選定すること。

(2) 前号により選定された事業に関する市の対応方針(案)等について審議を行い、市長に具申すること。

(組織および委員)

第8条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験等のある者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務の特例)

第11条 市以外の事業主体が実施する評価対象事業と市が実施する事業とが密接な関連を有し、かつ、広域的な観点から市事業と一体的に評価することが妥当と認められる事業については、当該事業の実施主体の長か

ら依頼があり、市長が適当と認める場合は、第1条、第2条および第7条の規定にかかわらず、当該事業に関する委員会の意見を求めることができるものとする。この場合においては、第7条中「市」とあるのは「市以外の事業主体」と、「市長」とあるのは「当該事業主体の長」と読み替えるものとする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、工事検査室が評価を実施しようとする部局の連絡調整課と協調して処理するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(評価結果および対応方針等の公表)

第14条 市は、評価実施事業に係る各省庁の公表時期等を勘案の上、評価結果および対応方針等を、結論に至った経緯とともに公表するものとする。

(補則)

第15条 評価の実施に関して、国の実施要領およびこの要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市公共事業評価実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の別表2評価を実施する事業の欄第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に事業採択のあった事業から適用する。

3 改正後の要綱別表2評価を実施する事業の欄第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に事業採択のあった事業から適用し、同日前に事業採択のあった事業については、なお従前の例による。

別表 1

関係省庁	再評価を実施する事業
国土交通省	1 事業採択後 5 年間に経過した時点で未着工の事業 2 事業採択後 5 年間に経過した時点で継続中の事業 3 準備・計画段階で 5 年間に経過している事業 4 再評価実施後 5 年間に経過している事業 5 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

別表 2

関係省庁	評価を実施する事業
厚生労働省	1 事業費10億円以上の新規に行う事業（事業採択前の事前評価） 2 事業採択後 5 年を経過して未着手の事業 3 事業採択後10年を経過して継続中の事業 4 再評価実施後 5 年を経過して継続中の事業 5 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業